

栃木県の知的財産施策の取組について

栃木県商工労働観光部工業振興課

目次

1. 企業活動の支援拠点
2. 我が国の意匠登録第1号
3. 本県の知的財産と関連施策
4. 今後の知的財産施策について
5. 弁理士に期待すること

.....

1. 企業活動の支援拠点

本県は、首都圏に位置し、昭和30年代後半からの工業開発と、テクノポリス計画や頭脳立地計画の推進により、県都宇都宮市の内陸工業団地として全国有数の清原工業団地（388ha）を中心に、エレクトロニクスや半導体、医療・医薬などの高度・先端技術産業が集積し、さらに、近年は、こうした企業の研究機能、研究所の立地が進んでいる。

また、近接するソフトリサーチパークには、ソフトウェア業、自動車関連産業の研究所が集積している。

これら立地企業と地域中小企業の弛まぬ経営努力により、平成15年の製造品出荷額等は7兆7045億円で、全国上位の工業県として発展している。

この清原工業団地の隣接地に、地域中小企業の技術高度化や研究開発等を支援する県の産業技術センターと、研究開発室の提供や人材育成等の機能を有するとちぎ産業交流センターとを一体的に整備した、とちぎ産業創造プラザがあり平成15年4月オープンしたところである。

さらに、このプラザ内には、発明協会栃木県支部（栃木県知的所有権センター）や設備投資・下請け振興などを担う栃木県産業振興センター、県内13大学等の窓口となるサテライトオフィスがあり、地域企業の創造的な取り組み、産学官連携など、企業活動を総合的に支援する拠点施設として、現在、都市エリア産学官連携促進事業やロボット技術などについてコンソーシアムによる共同研究が取り組まれている。

2. 我が国の意匠登録第1号

本県産業と知的財産の関わりは歴史が古く、我が国の意匠登録第1号は本県足利の須永由兵衛による「雲井織り」（織物縞）である。また、意匠登録第1号から第50号までのうちの少なくとも9件は足利織物の関係者によるものと言われている。

明治維新後興隆を極めていた足利の織物業も、明治20年頃には他地域の織物との競争激化により苦しい不況に見まわっていた。そこからの活路を見出そうと、須永10由兵衛をはじめ足利の織屋（人）達は意匠登録に非常に熱心であったのである。

今日、経済活動のグローバル化や産業構造が大きく変化する中で、地域産業が生き残っていくためには、特許等の知的財産を活用し、強い競争力を持った付加価値の高い製品を作り出す研究開発型企業を目指すことが求められている。

まさに、須永由兵衛が活躍した時代の歴史が繰り返しているのであり、地域産業を再興するためには、知的財産を積極的に活用した本県の先人達の姿勢から学ぶべきことは多い。

3. 本県の知的財産と関連施策

平成15年の本県企業等の特許登録状況は671件（特許庁行政年次報告書）であり、全国29位となっている。本県に立地する研究開発型企業の多くは、本社が東京であることなどが、その要因のひとつと考えられるが、地域企業が新たな展開を切り開いていくためにも、知的財産を活用して新技術、新製品の研究開発を推進することはもとより、それと平行して、中小企業の知的財産に対する意識改革に積極的に取り組む必要がある。

このため本県では、知的所有権センターに特許電子図書館検索アドバイザーを平成11年度から、特許流通アドバイザーを平成12年度から配置し、講演会や

説明会等による普及啓発をはじめ、企業訪問による相談指導をおこなっており、これまでもライセンス契約等 50 件余となるなど、知的財産の活性化への取り組みが進みつつある。

また、平成 13 年度からは、企業・大学・公的試験研究機関等いわゆる産学官が保有する研究資源と、中小企業等の新技術・新製品開発ニーズとのマッチングの場として「とちぎテクノモール」(図中※1)を開催し、技術・研究成果の移転とその活用に取り組んでいる。

さらに、発表された研究資源を基に取り組む、新技術・新製品等の共同研究開発については、「ものづくり技術強化補助金」(図中※2)により研究開発に係る経費の一部を助成するなど地域に蓄積された、知的資源の実現を支援しているところである。

4. 今後の知的財産施策について

本県では、今年度、とちぎ知的財産活性化会議を設置し、大学や県内企業、弁理士などのご意見を頂きな

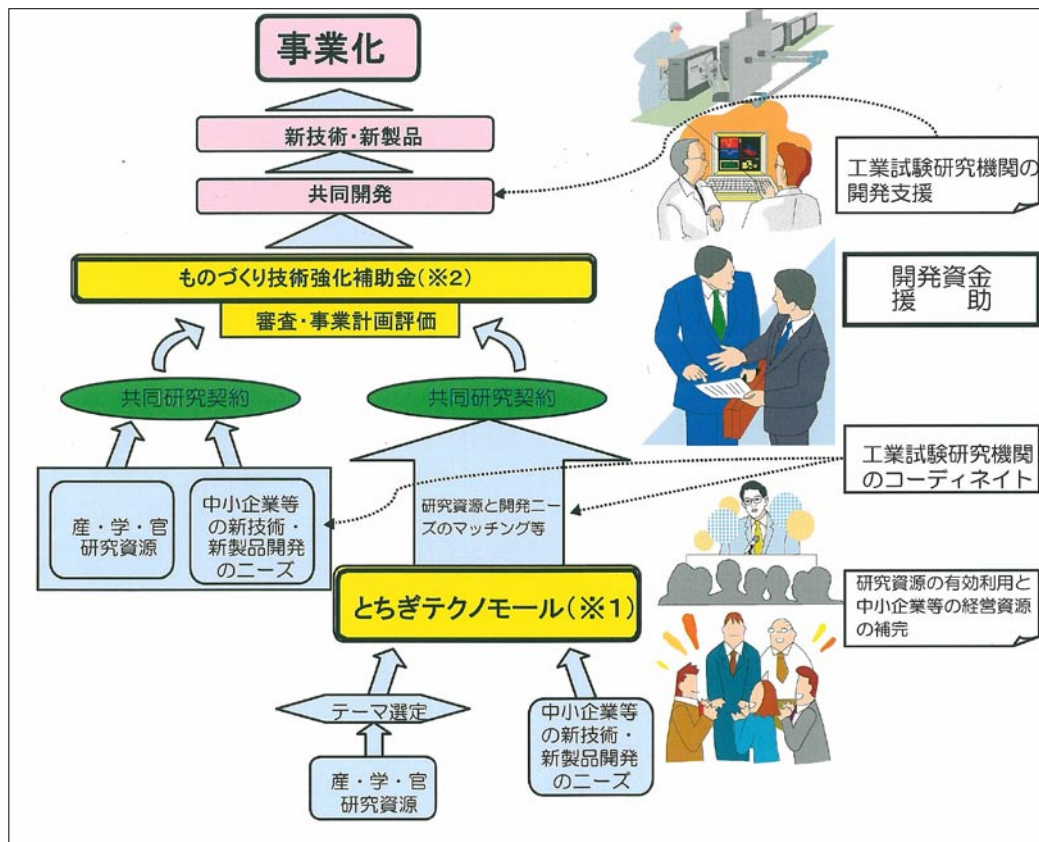
がら、知的財産の創造・保護・活用を促進するために大学、企業、行政のそれぞれが取り組むべき行動指針として「とちぎ知的財産活性化プラン(仮称)」を策定しているところであり、今後は、このプランの実現に向けた取組を進めていく。

5. 弁理士に期待すること

本県においては、企業の研究開発など技術力強化のための活動を支援するとともに、前述の通り地元企業の知的財産に対する意識啓発を図ることが特に重要であると考えている。

こうした施策の推進のためには、知的財産の専門家としての弁理士の方々のご協力が欠かせないものであり、企業活動における知的財産の重要性とともに、地域中小企業においては、弁理士に対する期待は、益々高まることから、一層のご協力をお願いするとともに、本県の取り組みにこれまで以上のご高配をお願いいたします。

とちぎテクノモール事業のイメージ



お問合せ先

栃木県商工労働観光部工業振興課

TEL: 028-623-3249 Fax: 028-623-3945

E-Mail: tamuray03@pref.tochigi.jp

URL: <http://www.pref.tochigi/kougyou/index0.html>